

受理官庁 S I	スロベニア知的所有権庁	附属書 C S I
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	スロベニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語，フランス語，ドイツ語又はスロベニア語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語，フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める ⁴ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に，明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわち，WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については，2017年9月21日付公示（PCT公報）134頁以降を参照。

S I	スロベニア知的所有権庁 (続き)	S I
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 91	
国際出願手数料 ⁵	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁵	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 15.40	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	EUR 42	
受理官庁は代理人を要求するか?	不 要	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士	

⁵ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。